

2012 年アジア都市景観賞募集要項

第1項:目的

景観とは、人間をとりまく多様な環境が目に見える形として現れたもので、山河草木、都市空間、建造物、地域の文化、さらにはそこでの人々の暮らしぶりなど様々な要素で構成されている。

アジア都市景観賞は、アジアの人々にとって幸せな生活環境を築いていくことを目的と し、他都市の模範となる優れた成果をあげた都市、地域、事業等を表彰する。

第2項:2012年のテーマ

住みよいまち・豊かな生活

第3項:表彰対象と表彰数

- 1. アジア都市景観賞大賞 (年間 10 件程度)
 - 1)都市・地域
 - 2)都市や地域に多大な貢献を果たした大規模事業
- 2. アジア都市景観賞部門賞
 - 1) 自然・二次自然の保護及び育成に関する事業
 - 2) 地域の発展に寄与した建造物
 - 3) その他顕著な活動
- 3. アジア都市景観賞栄誉賞(該当する団体や個人がある場合に表彰する)
 - 1) 景観の発展に貢献した団体
 - 2) 景観の発展に貢献した個人

第4項:申請資格

- 1. アジア都市景観賞に申請する意思があり、かつ都市景観形成において優れた実績を上げ、広く模範を示す意義があると考える都市、地域、事業等
- 2. 審査委員会が推挙するもの
- 3. 都市景観関連学会、協会及び審査委員その他の関係者が推薦するもの

第5項:申請者(機関)

- 1. アジア各国・地域における地方政府、行政部門及び都市管理部門
- 2. 非政府組織、コミュニティ組織

- 3. 学術研究機関
- 4. 都市計画、建築設計、景観設計及び企画立案機関、不動産開発業者
- 5. その他関係者(ただし、社会的責任を持ち合わせ、公平な立場から応募できる者)

第6項:申請書類

- 1. 第1次申請書類
 - 1) アジア都市景観賞申請書(所定書式を使用すること)
 - 2) アジア都市景観賞申請報告書(申請者が作成すること)
 - 3) 都市計画、景観形成、特別案件などに関する図面資料、現場写真、説明文、報告 書等
 - 4)メディアの関連報道、市民の反響・意見、公的団体または政府機関による証明書等
 - * 提出された資料は返却しないので、複製資料を提出すること。
- 2. 第2次申請書類

第2次審査及び最終審査を通過した申請案件については、下記のとおり追加資料を提出すること(第1次申請書類に含まれる場合を除く)

- 1) 写真、映像資料 (5分以内)、最終審査用プレゼンテーション PPT、その他の資料
- 2) 10 分以内の PPT、映像等発表資料 (受賞発表、授賞式で使用する)

第7項:評価基準(申請書類記入時の要点)

- 1) 地域環境に優しく、共存するものであるか
 - ・ 生態環境と調和していること (ecological environment)
 - ・ 人間性に立脚した事業であること (humanities)
- 2) 安全で利用者に優しく、持続性があるか
 - ・ 安全・安心で、快適であること (safety and amenity)
 - ・ 持続性があること (sustainability)
- 3) 地域の文化、歴史を尊重しているか
 - ・ 地域の町並みや生活様式等と調和していること (continuity)
 - ・ 地域の歴史や文化と調和していること (cultural tradition)
- 4) 芸術性が高いか
 - ・ 独創的で完成度が高いこと (creativity)
 - ・ 美しいこと (beautification)
- 5) 地域の発展に貢献し、他都市の模範となるか
 - ・ 地域の人々に受け入れられ、地域の発展に貢献していること (contribution)
 - ・ 他の都市や事業の模範になること (model project)

第8項:応募•審査手順

1. 受付

下記のいずれかに応募する

- ・ 国連ハビタット福岡本部
- ・ アジアハビタット協会
- ・ 福岡アジア都市研究所
- ・ アジア景観デザイン学会

2. 応募締切

2012 (平成 24) 年 7 月 10 日

3. 審査

- ・ 一次審査(事務局による書類審査) (審査委員2名以上が支持した申請案件を二次審査対象とする)
- ・ 二次審査(各国・地域の審査)(中国、日本・韓国で審査を行なう)*二次審査通過後、最終審査のために追加資料を求めることがある
- ・ 最終審査(北京) (審査委員が合議により審査を行ない、受賞対象を決定する)

第9項:表彰式

福岡市

2012 (平成 24年) 年 10月 30日